

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年(2022年)6月21日作成)

法令名	行政書士法
根拠条項	第14条
処分の概要	行政書士に対する戒告、業務停止、業務禁止
法令の定め	第14条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。 一 戒告 二 一年以内の業務の停止 三 業務の禁止
処分基準	過去に処分の例が少なく、処分の原因となる事実の認定に関して具体的な基準を画的に定めることは困難であることから処分基準の定めはない。
処分担当課	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-231-4111 内線23-528)
問い合わせ先	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-231-4111 内線23-528)
備考	